

令和 8 年度保育所等の整備に対する助成事業(第 2 回)

募集要項

令和 8 年 1 0 月

(公財) 車両競技公益資金記念財団

令和８年度保育所等の整備に対する助成事業(第２回)
募集要項

令和８年度「保育所等の整備に対する助成事業(第２回)」を下記により募集します。

１．事業目的

社会福祉等の増進を目的として整備された施設のうち、社会福祉法人が所有、運営する保育所等の施設等の補修改善を助成し、心豊かな社会づくりに貢献することを目的とします。

２．定義

保育所等の整備に対する助成事業において、保育所等とは「児童福祉法」第３９条に規定する施設及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第２条第６項に規定する認定こども園及び同条第７条に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

３．事業の名称

令和８年度保育所等の整備に対する助成事業（以下「本助成事業」という。）

４．事業内容

社会福祉法人が所有し、運営する保育所等の施設で、老朽化により利用上の支障をきたし、その原状回復が必要と認められる施設等の補修改善工事等（以下「補修改善事業」という。）に係る費用（以下「事業費」という。）の一部を助成します。

本助成事業の事業期間は、交付決定の日から令和９年９月３０日（木）までとします。

5. 選定基準

補修改善事業は、次の各号に掲げる基準の全てに適合するものでなければなりません。

- (1) 申請者が助成を申請する施設等の整備（以下「申請事業」という。）の計画及び実施方法が、当該申請事業の目的を達成するために適切であり、かつ十分な成果が期待できると認められるものであること。
- (2) 財団の助成がなくして、当該申請事業の効果を十分に発揮できないと認められるものであること。
- (3) 当該申請事業が営利を目的とするものでないこと。
- (4) 当該申請事業の予想する成果が、特定の者の利益にのみ寄与すると認められないものであること。
- (5) 宗教活動、政治活動を目的とする法人及び反社会的勢力でないこと。
- (6) 助成事業の助成を受け、当該助成事業の助成金の額の確定日の属する事業年度（国の会計年度）の末日の翌日から起算し5事業年度を経過していること。

6. 助成の対象者

本助成事業の対象者は、保育所等を所有し運営する社会福祉法人とします。

7. 助成率及び助成金の限度額

保育所等の助成率は助成対象事業費総額の3分の2以内とし、助成金の限度額は400万円とします。

8. 助成金額の単位

1万円未満の端数は切捨てとします。

9. 助成の対象になる補修改善

本助成事業における助成の対象は、次の各号に掲げる建物及びその建物の付帯設備並びに付帯機器（以下「付帯設備等」という。）とします。

(1) 原則として主たる事業を営む完成後 15 年を経過した建物及び付帯設備等（以下「建物等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

① 老朽化により支障が生じていること。

② 原状回復を必要としていること。

(2) 建物等の一部に不可分一体の完成後 15 年未満の増改築部位及び増設付帯設備等があり、当該部位及び付帯設備等を含めた補修改善を行う場合の助成は、次に掲げる要件に該当する場合のみとします。

① 前(1)の補修改善工事と共に同時期に一体で行われる補修改善であること。

② 老朽化等により利用上支障をきたしていること。

③ 原状回復を必要としていること。

(3) 15 年を経過していない付帯設備等であって、次の各号の要件を満たす場合は助成の対象になることがあります。

① 耐用年数を経過し使用不能又は機能が著しく低下し使用に耐えない状態であり原状回復を必要としていること。

② 当該付帯設備等の部品の供給が終了し、入手困難により修理することができないこと。

10. 助成の対象になる建物等の部位及び工事内容

建築物省エネ法の改正による省エネ基準適合義務制度に適合する内容であって次の各号に該当するものとします。

なお、交付決定後であっても、完了検査を受けて適合しない場合は助成金を取り消す場合があります。※詳細は設計監理者にお問い合わせください。

(1) 建物等の部位は次表に掲げるとおりとします。

助成の対象とする建物等の部位
建物の屋根、壁、床、便所、浴室（＊１）、ベランダ、窓サッシ等
建物に付帯する設備である暖冷房、照明、給湯設備、合併処理槽

（＊１）保育所等は除く。

(2) 工事内容は次表に掲げる通りとします。

工事区分	工事内容
建物の補修改善工事	・ 防水、防錆を目的とした工事 ・ 便器、浴室、浴槽等の交換・補修等 ・ 建物の内装補修工事
改造工事	・ 建築当初の面積、形状は変えずに内部の間取りの変更等、施設の機能改善を目的とした工事 ・ バリアフリー工事
増築工事	・ 制度変更に伴い建物の機能改善が必要となった増築工事。ただし、対象工事の面積が 10 m²未満であること。
その他の工事	・ 施設の全ての利用者等の安全確保、環境の維持向上を目的とした補修改善工事であって本財団が認めたもの。
設備工事	・ 暖冷房空調設備の取り換え工事 ・ 照明機器の取り換え工事 ・ 給湯設備の機能低下を改善するための補修又は取り換え工事 ・ 上記工事に付帯する配線、配管その他の付帯工事 ・ 下水道の整備に伴う合併処理槽の撤去工事

11. 助成の対象になる費用

助成の対象になる費用は次の各号に定める費用とします。

(1) 設計費用及び監理業務費用

本補修改善工事に係る設計及び監理業務（以下「設計監理業務」という。）に関する費用であって、設計監理業務委託契約に基づく委託料。

(2) 工事費用及び設備費用

助成の対象になる増築の建築基準単価及び設備の基準単価は次表のそれぞれの基準以内とします。

- ① 増築の建築基準単価は次表に掲げるとおりとします。

別表 3（8. 助成の対象とする費用・増築の建築基準単価）

基準単価	建築物の主要構造部の構造区分	1 m ² あたり基準単価
	1. 鉄筋コンクリート造	1 8 7, 0 0 0 円
	2. 鉄骨造	1 7 0, 0 0 0 円
	3. 木造	1 4 5, 0 0 0 円

- ② 設備の基準単価は次表に掲げるとおりとします。

別表 4（8. 助成の対象とする費用・設備の基準単価）

設備区分	基準単価
合併処理槽	J I S 算定対象人員 1 人当たり 1 0 0, 0 0 0 円

注 1）実際の単価が上表より低い場合は、その低い単価とします。

注 2）基準単価の対象には次の費用を含みます。

電気設備、ガス設備、給排水衛生設備、火災報知機設備、消火栓設備、非常通報装置設備、リフト設備、屋外非常階段の工事

注 3）増築部分に暖冷房設備を設置する場合の費用は、次のとおりそれぞれの建築基準単価の割増しを認めます。

- ・暖房設備のみの場合 9 %
- ・冷房設備のみの場合 1 1 %
- ・暖冷房設備費の場合 1 3 %

12. 助成の対象にならない費用

次の各号に掲げる費用は助成の対象になりません。

- (1) 交付決定前の契約及び着手した工事等。ただし前 11. (1) 設計・監理業務の契約は除く。
- (2) 土地の取得、賃貸、造成及び外構（建物以外の園庭、フェンス、敷居塀、側溝、駐車場、躯体と接合していないもの等）工事並びに造園工事等の費用
- (3) 登記、登録等のための費用
- (4) 備品・機器等の購入費用
- (5) 振込手数料

13. 助成金の交付申請方法

「事業計画書兼助成金申請書」（以下「申請書」という。）に必要事項を記入し必要書類を添えて申請してください。

【申請書の入手・提出先】

法人所在地の都道府県共同募金会

【申請受付開始日】

令和 8 年 1 0 月 1 日（木）

【提出期限】

令和 8 年 1 1 月 2 日（月）（必着）

14. 問い合わせ

・ 保育所等

法人所在地の都道府県共同募金会

15. 審査結果の通知

審査結果は、令和9年2月下旬（予定）に申請事業者に郵送で通知します。

なお、採否の理由を含む選考に関するお問い合わせには応じません。

16. 助成金の支払方法

助成金の支払は精算払とします。

支払方法：工事完了後に事業者が自己負担金分以上の支払完了した後に提出する「助成金の精算払申請書」の決裁を経て指定された金融機関口座に振込みます。

17. 個人情報の取扱いについて

助成申請に際して収集した個人情報は、本財団の個人情報保護規程に基づき、本財団の定款に定める公益の増進を目的とした諸事業の実施に係る審査、連絡及び情報公開（事業年度、事業実施団体名又は事業実施者名・事業内容・助成金の金額・事業成果の概要・事業に関する補足情報）のみに利用します。